

參考資料 1

第2回(6月25日)事務局説明資料

第1回WGでのご意見等(大口信用供与等規制関連)

○信用供与等の範囲

- 当分の間適用除外としている項目(公募社債、トレーディング勘定のCP、デリバティブ取引の信用リスク相当額)の取り扱いについて、前回の改正から時間が経過しており、実態を確認しながら、取り扱いの合理性・整合性を含め、改めて検討すべき。
- 銀行の付随業務に新たな業務が追加されているが、これらの業務のうち信用供与に係るものについて、本規制の対象とすべきものがあるかどうか検討すべき。
- デリバティブ取引を本規制の対象とすることに抵抗感はないが、その必要性について取引実態を十分に踏まえ、説明を行っていくべき。
- 外国銀行支店に対する大口信用供与等規制の在り方について検討すべき。
- 外国銀行支店が日本国内で受け入れた預金を本店に回金する場合の扱いについて検討すべき。

○算出方法

- 全額カウントするのではなく、リスクの大小を反映させた算出方法とするなど、実情に応じたきめ細かい規制を検討すべき。
- 与信者合算、受信者合算の在り方についても、実態に即した規制になっているか検討すべき。

○その他

- 実務の感覚では、規制の不要なケースや実態と規制の軽重にミスマッチが生じているケースがあり、見直しが必要。
- 銀行グループの再編を阻害している事例としてはどのようなものがあるのか。

大口信用供与等規制の目的

- 我が国では、大口信用供与等規制の目的は、①銀行等(注)の資産の危険分散、②銀行等の信用の広く適切な配分、とされてきた。
(注) 銀行等の預貯金取扱金融機関をいう。以下同じ。
- バーゼル委員会等では、大口信用供与等規制の目的は、①個々の銀行の健全性、②金融システム全体の健全性、に分けて議論されてきた。
- 個々の銀行の健全性の観点からは、どの取引先であれ、単一の取引先や取引先グループが倒産した場合に起き得る最大のエクスポージャーを制限するためのいわば「バックネット」(backstop)と位置付けられる。
このため、大口信用供与等規制は、
ア)推計等の不要な簡単な方式であること、
イ)一部の例外を除き、リスクウェイトなどは乘じずに、額面価額で測ること、
ウ)保守的であること、
等が求められている。
- 金融システム全体の健全性の観点からは、監督上の対応として、例えば、大口与信(Tier I の10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先)の比率、特定業種への集中度等についてモニタリングを実施している(バーゼルⅡ第2の柱との位置付け)。

大口信用供与等規制(主な論点①)

信用供与等の範囲

- 我が国では、大口信用供与等規制の対象となる信用供与等の範囲は、以下のとおりであり、法令で限定列挙している。

<規制対象>

貸出金、債務保証、出資、社債、CP、デリバティブ取引に係る信用リスク相当額、ファイナンス・リース(注)等。

但し、公募社債、トレーディング勘定のCP、デリバティブ取引に係る信用リスク相当額は、当分の間、適用ないとされている。

(注) 平成23年銀行法等の改正により、銀行等の本体業務としてファイナンス・リースを解禁したことに伴い規制対象に追加。

- 大口取引先が倒産した場合の「バックネット」としての大口信用供与等規制の性格に鑑みると、インターバンク取引(コールローン等)、コミットメント(特定融資枠契約に係る融資未実行残高)、デリバティブ取引の信用リスク相当額等は、大口信用供与等規制の対象とすべきと考えられるが、我が国では対象外。

(参考) 主要国では、インターバンク取引、コミットメント、デリバティブ取引の信用リスク相当額のいずれも対象である場合が多い(なお、海外の制度は調査中であるため暫定的な記述となっている。以下同じ。)。

規制対象外の信用供与等① コミットメント

- 我が国では、コミットメントライン(特定融資枠契約)(注)の融資未実行残高分は、規制対象外。他のコミットメントについても同様。

(注)「コミットメントライン(特定融資枠契約)」とは、顧客と銀行が予め契約した期間・融資枠の範囲内で、顧客の請求に基づき、銀行等が融資を実行することを約束(コミット)する契約。

【規制対象外とされている理由】

現行の大口信用供与等規制は、平成10年の金融システム改革法による銀行法等の改正により制定されたが、特定融資枠契約に係る手数料について利息制限法及び出資法の特例を定める「特定融資枠契約に関する法律」(平成11年)は、その後に制定されたため。

- 融資枠設定先が破綻した場合、融資枠の一部又は全部が使用されている可能性が高いが、どのように考えるか。

(参考) 主要国では規制対象(英・仏・独では一部除外あり)。

※ 英・仏・独では、自己資本比率規制において「低リスク」とされているもの(原契約期間が1年以内、任意の時期に無条件で取消可能、相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能)で、契約上、規制上の与信上限(自己資本の25%)を超えない範囲でのみ引き出し可能とされているものについては、適用除外。

コミットメントライン契約額等の状況

- 平成11年の「特定融資枠契約に関する法律」の制定後、同13年に利用可能な借主に資本金3億円超の株式会社等が追加されるなど対象範囲が拡大。
- 一定程度制度が定着してきたことから、契約額・利用額ともに増加傾向があった。平成22年3月期から減少したものの、同24年3月期において、契約額は2期ぶりに増加に転じた。
- 平成23年の改正(同24年4月1日施行)に伴い、利用可能な借主に純資産額10億円超の株式会社や大会社等の子会社等が追加されたことから、今後、利用者の拡大等が見込まれる。

(先、千億円)

		平成13年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
契約	先数	1,814	9,201	7,944	7,434	7,125	7,316
	金額	111	257	262	241	228	235
利用	先数	365	4,641	3,701	2,900	2,491	2,591
	金額	21	46	52	29	24	23
未利用	先数	1,449	4,560	4,243	4,534	4,634	4,725
	金額	90	211	209	211	204	211

(注1)都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行4行(三菱UFJ、みずほ、中央三井、住友)、新生銀行、あおぞら銀行の合計。

(注2)原則として、国内店勘定及び海外店勘定の居住者向け、国内店勘定の非居住者向け(円貨のみ)が対象。

(出典)「日本銀行統計」(日本銀行)等を基に作成。

(参考)コミットメントライン(特定融資契約)の借主の範囲拡大の沿革

○平成11年制定当時

制定当初は、借主として株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条に規定する株式会社(現在の会社法第2条第6号に規定されている大会社)のみが認められていた。

○平成13年改正

会社法上の大会社のほかに、金融機関等と対等な立場で契約を締結しうると考えられる資本金3億円超の株式会社、有価証券報告書提出会社、特定目的会社、登録投資法人及び資産流動化のための株式会社が追加された。

○平成23年改正(平成24年4月1日施行)

リーマンショック後にCP・社債市場が低迷した中で、コミットメントライン契約の有効性が改めて認識されてきたことから、従来の法人類型に、純資産10億円超の株式会社、大会社等の子会社、純資産の額が10億円を越える者等に相当する外国会社、資産流動化のための合同会社、保険業法上の相互会社、貸金業者、金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者、投資運用業者及び証券金融会社が追加された。

規制対象外の信用供与等② インターバンク取引(コールローン等)

- 我が国では、インターバンク取引(コールローン等)は、規制対象外。

【規制対象外とされている理由】

インターバンク取引は、金融機関が相互に資金不足を調整するための短期間の資金の貸付を行うものであり、大口信用供与等規制を課すと円滑な資金の融通が困難となり、金融機関の資金繰りに悪影響を与え、資金不足に陥っている金融機関の経営の健全性をかえって阻害する事態も生じ得るため。

- ⇒ 仮に借り手の金融機関が破綻した場合には、貸し手の銀行等に損失が発生し、健全性を損ねる事態も想定されるが、どのように考えるか。

(参考) 主要国では規制対象(英・仏・独では資金決済等に係る日中エクスポートジャーライ等は適用除外)。

コール取引等による信用供与の状況(銀行勘定)

- コールローン、債券貸借取引支払保証金・買現先勘定ともに増加傾向にあったものの、リーマンショック以降減少傾向に転じ、平成23年3月期において、コールローンではリーマンショック前の同20年3月比約16.8%減、債券貸借取引支払保証金・買現先勘定では同約72.7%減。
- 国内銀行のシェアは、コールローンについては約84.5%、債券貸借取引支払保証金・買現先勘定については約67.3%。

(千億円)

	平成9年3月(※)	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
コールローン	110	202	164	194	168
国内銀行	89	152(152)	144(143)	166(165)	142(142)
外国銀行支店	20	49(49)	20(21)	28(28)	26(26)
債券貸借取引支払保証金・ 買現先勘定	159	180	123	105	49
国内銀行	107	142	101(100)	83	33
外国銀行支店	51	38	22(22)	22	16

(※)債券貸借取引支払保証金及び買現先勘定:統計を開始した平成15年3月期の数値。

(注1)ゆうちょ銀行及び国内銀行の海外支店勘定を除く。

(注2)カッコ内の数値は現地法人化した外資系銀行を外国銀行支店に含めた数値。

(出典)「日本銀行統計」(日本銀行)等を基に作成。

規制対象外の信用供与等③

金融機関等預け金(預金)

- 我が国では、金融機関等預け金(預金)は、規制対象外。

【規制対象外とされている理由】

金融機関等預け金については、金融機関自体に経営の健全性確保のための諸々の規制が課されていること、規制対象とすれば、債務者たる金融機関の資金繰りに悪影響を与えるため。

⇒ 仮に預け先の金融機関が破綻した場合には、預け元の銀行等に損失が発生し、健全性を損ねる事態も想定されるが、どのように考えるか。

また、外国銀行支店の本支店勘定においても経済効果としては同様の問題が生じうると想定されるが、どのように考えるか。

(参考)

欧州：預け金は規制対象

米国：預け金は規制対象外（但し、ドッド・フランク法で規制対象となる銀行持株会社・ノンバンク金融会社については規制対象とする予定）。

国内銀行・外国銀行支店の金融機関預け金等の状況 (平成23年3月期)

- 国内銀行(141行)の総資産は約858兆円、このうち金融機関預け金等(預け金及びコールローン)の合計は約54兆円(総資産の約6%)。
- 個別銀行毎に見ると金融機関預け金等の総資産に占める割合は10%以下のものが大半を占めており、50%を超える銀行は5行。
- 外国銀行支店(58行)の総資産は約31兆円、このうち金融機関預け金等の合計は約7兆円(総資産の約24%)。
- 個別外国銀行支店毎に見ると金融機関預け金等の総資産に占める割合は10%以下のものが約半数であり、50%を超えるものは4行。

総資産比率	国内銀行	(総資産－預け金－コールローン) ／(総負債－コールマネー)	外国銀行支店	(総資産－預け金－コールローン) ／(総負債－コールマネー)
50%以上	5行	約10%～50%	4行	約10%～40%
20～50%	7行	約55%～390%	10行	約55%～150%
10～20%	9行	約85%～1,700%	17行	約80%～105%
0～10%	120行	約95%～約120%	27行	約55%～約570%

(注)総資産比率=(預け金+コールローン)／総資産。外国銀行支店の一部は預け金に現金を含む。

(出展)ディスクロージャー誌を基に作成。

我が国における外国銀行支店の本支店勘定の状況 (平成23年3月期)

- 本支店勘定(資産)と本支店勘定(負債)の額を差し引いて、資産超となっている外国銀行支店(国内から海外への持出しとなっている外国銀行支店)は、15行(全体で約8,400億円)。
- 資産超となっている15行のうち、本店等への持出し額の対総資産比率が70%以上の外国銀行支店は2行。

(億円)

総資産比率	本店→支店	支店→本店	本支店勘定 (net)	(総資産－本支店勘定(資産)) ／(総負債－本支店勘定(負債))
70%以上		2行	6,460	約15%～25%
40～70%		1行	25	約50%
0～40%		12行	1,890	約60～100%
▲40%～	18行		▲30,722	-
▲70%～40%	14行		▲34,645	-
▲70%以上	11行		▲48,512	-

(注)総資産比率=本支店勘定(net)／総資産

(出展)ディスクロージャー誌を基に作成。

規制対象外の信用供与等④

デリバティブ取引の信用リスク相当額

- 我が国では、デリバティブ取引の信用リスク相当額は、大口信用供与等規制対象に含まれているが、経過措置として、当分の間、適用しないとされている。

【当分の間、適用除外とされている理由】

デリバティブ取引の失敗により多額の損失が発生し、その結果、企業に悪影響を生じさせている事例が見受けられることから、デリバティブ取引に伴い発生する信用リスク相当額は、大口信用供与等規制の対象にすべきとしつつも、経過措置として、当分の間、適用除外とされている。

(参考)

金融制度調査会「銀行グループのリスクの管理等に関する懇談会報告書」(平成10年1月30日)－抜粋－
「デリバティブ等の形で行われるその他の信用供与形態についても、今後規制対象に含める方向で措置すべきであるが、そのためには技術的な問題を中心に検討を行っていく必要がある。」

⇒ 取引先が破綻した場合、証拠金などで保全がなされていなければ、信用リスク分の損失が発生する点で貸出金等と何ら変わることはないが、どのように考えるか。

(参考) 主要国では規制対象。

※ 欧州では、デリバティブ取引の信用リスク相当額の算出方法は、自己資本比率規制におけるリスクアセット算出と同様の手法で計測。

我が国のデリバティブ市場における取引残高

- 店頭(OTC)デリバティブ市場における取引残高は、増加傾向で推移。
- OTCデリバティブ取引全体では、平成13年6月に比べ、同22年6月において、約2.8倍(クレジットデリバティブ取引は、約42倍)。

(億米ドル)

	平成13年6月	平成16年6月	平成19年6月	平成22年6月
OTC取引合計(含む金関連取引)	139,374	176,814	260,323	392,815
外為関連取引	22,073	24,592	35,489	47,478
金利関連取引	116,766	150,852	215,368	331,972
エクイティ関連取引	241	370	1,047	1,805
コモディティ関連取引	31	138	289	391
クレジット・デリバティブ	263	784	8,129	11,169
その他デリバティブ	0	77	0	0
調査対象先 (日本に本拠地を置く金融機関)	銀行等235行庫 証券会社5社	銀行等52行庫 証券会社4社	銀行等18行庫 証券会社2社	銀行等21行庫 証券会社4社

(注)想定元本額についてのみ調査した数値。

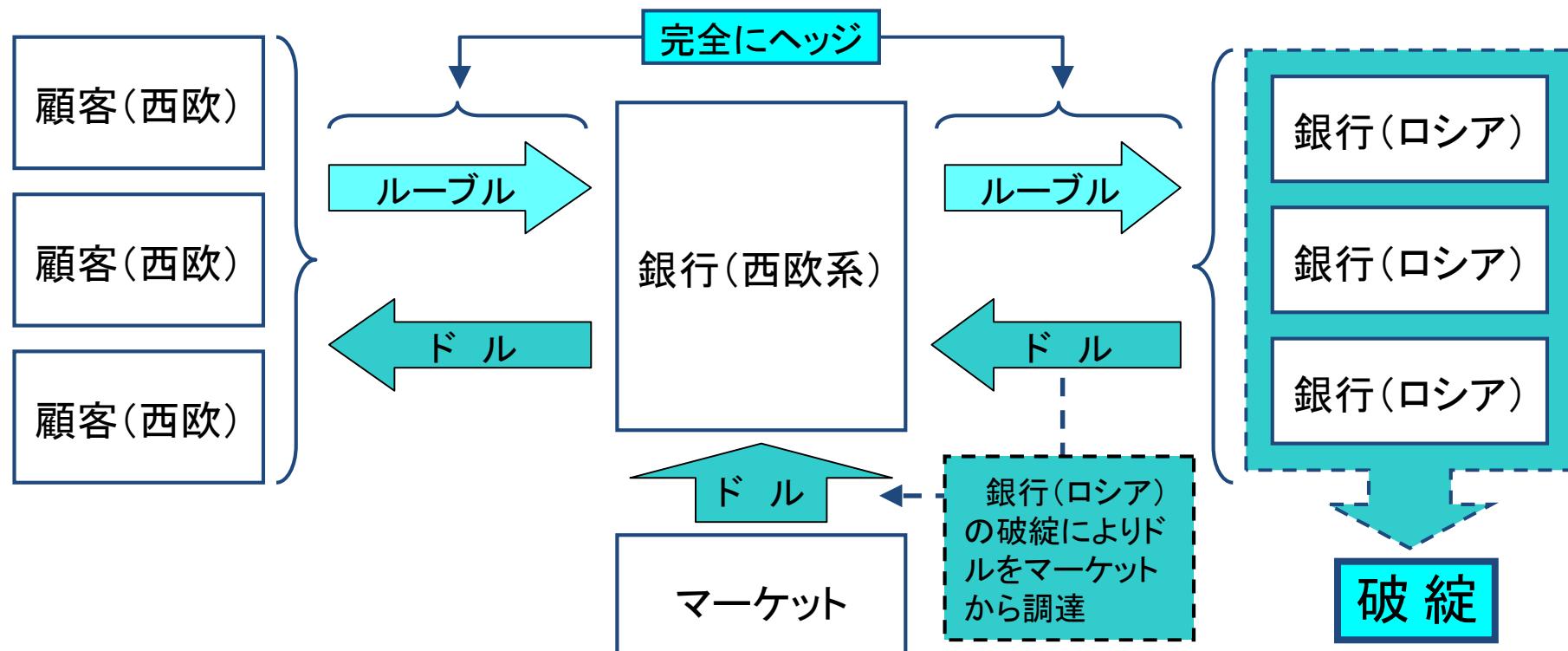
(出典)「外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ」(日本銀行)を基に作成。

デリバティブ取引が規制対象外であることの弊害(1)

(実例)

1998年当時、西欧系の銀行は、顧客との間でドル売り・ルーブル買いの先渡取引を行うと同時に、ヘッジ目的でロシアの銀行との間でドル買い・ルーブル売りの先渡取引を行っていた。

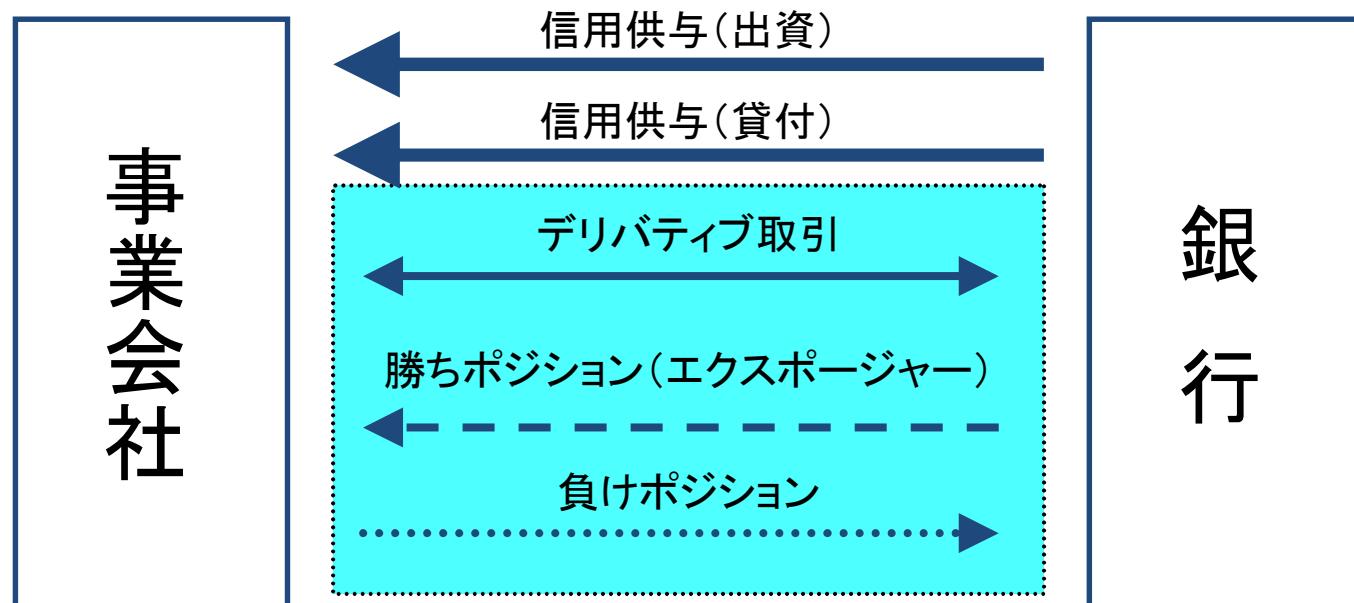
このようななか、ロシア経済の悪化(ロシア危機)から、ルーブルが暴落し、折りしもドル建てで資金調達していたロシア側の銀行は資金の返済が困難となり破綻が発生した。この破綻により、西欧系銀行は顧客に引き渡すドルを市場で調達しなければならず、代わりに受け取るルーブルは大幅に価値を失っていたことにより、西欧系銀行は大きな損失を被ることとなった。



デリバティブ取引が規制対象外であることの弊害(2)

銀行が信用供与(出資・貸付等)の相手先である事業会社との間でデリバティブ取引を行う例もある。

仮に出資・貸付等の信用供与額が大口信用供与等規制の枠内に納まっていても、例えば超長期の為替デリバティブ取引などを行っている場合、為替レートが大幅に変動し、事業会社側に多額の評価損が発生することにより、実質的な与信額が大幅に増加することも想定される。



規制対象外の信用供与等⑤ 公募社債

- 我が国では、社債は、大口信用供与等規制対象に含まれているが、うち公募社債は、経過措置として、当分の間、適用しないとされている。

【当分の間、適用除外とされている理由】

銀行等による社債の引受けは、実質的には発行会社に対する長期資金の貸付と同じ経済効果を有しているため、規制対象にしている。

ただし、私募以外の社債の保有は、転売による信用リスクの回避が容易であるため適用除外。

※私募による社債の保有は、流動性が十分でないとの考え方。

⇒ 社債発行会社が破綻した場合には、公募社債であっても短期間のうちに全て処分することは困難である。その場合、損失が発生する点で貸付金等と何ら変わることはないが、どのように考えるか。

(参考) 主要国では規制対象。

大口信用供与等規制(主な論点②)

与信側の合算対象範囲

○ 我が国では、銀行等単体のほか、銀行等に加え銀行持株会社及びその連結子会社、関連会社(持分法適用会社)が行う信用供与等を合算ベースで規制。

⇒ 潜脱防止等の観点から、受信側の合算対象範囲は、資本関係といった形式的な支配関係のみならず、実質的な支配関係等を考慮すべきかとの論点があるが(後述)、与信側の合算対象範囲についても、実質的な繋がりのある先を合算対象とする必要があるか。

(参考)

英・独: 銀行単体・連結ベース

仏: 銀行単体・連結及び持株会社連結ベース

米: 現行は銀行本体+子会社(ドッド・フランク法では、一定規模以上の銀行持株会社等に連結ベースで規制する予定。)。

※主要国における「連結」の具体的な内容・定義は調査中。

大口信用供与等規制(主な論点③)

受信側の合算対象範囲

- 我が国では、受信者単体のほか、受信者及びその議決権50%超の支配関係にある子会社、親会社、親会社の子会社(兄弟会社)等への信用供与等を合算ベースで規制。
- ※ 受信側の合算対象の範囲は、与信側からの受信側の合算対象範囲の把握可能性等を勘案し、商法(平成10年当時)上の親子関係に基づき、株式、出資による支配権を伴う資本関係があるものの集合体とされている。
⇒ 受信側の合算範囲を定めるにあたり、資本関係といった形式的な支配関係のみならず、実質的な支配関係や経済的相互依存関係を考慮すべきか。
また、資本関係はないが、会社を介在させることにより大口規制を潜脱されることも考えられるがどのような対応措置が考えられるか。

(参考)主要国では、以下のように議決権による支配関係(注)の他、実質的な支配関係や経済的な相互関係性に基づき受信側合算の対象を判断している。

- 米:貸付金が他の者の直接的利益のために使われる場合。両者の間に共同事業が存在すると考えられる場合。
- 英:一方に財務面で問題(特に、資金調達や債務償還における困難)が生じると、他の者も資金調達や債務償還上の困難に直面する可能性が高いもの。
- 仏:一方が財政上の問題(特に、融資又は返済の困難)を抱えた場合、他の者も同じく融資又は返済の困難を抱えることになる関係(非常に重大な取引を行っているものとして、下請契約、フランチャイズ契約を結んでいる場合等。但し、監督当局による同一人と見なさないとの認可もあり。)
- 独:一方が経済困難、特にリファイナンスや債務償還の困難に陥った場合に、他の者にもリファイナンスや債務償還の困難が生じる可能性が高いこと(影響を及ぼさないことを監督当局に証明することができるのであればこの限りでない)。

(注)具体的な内容は調査中

大口信用供与等規制(主な論点④)

銀行・銀行持株会社のグループ内与信の取扱い

○ 我が国では、

- ① 受信者が銀行(銀行持株会社)の子会社(注)である場合は、受信者(単体)に対する規制のみとしている(受信側の合算規制は課さない)。

(注)議決権50%超の会社をいい、支配力基準による連結子会社(子会社を除く)及び関連会社(持分法適用会社)には、当該措置は適用されない。

- ② 銀行持株会社の利用を著しく制約することになるため、銀行持株会社が行う出資は適用除外としている(銀行が行う出資は、規制対象)。

⇒ グループ内与信の取扱いについて、グループの組織再編への影響にも鑑み、見直しを行うことが必要な点はないか。

(参考)

米:銀行の子会社等への自己資本15%の規制は適用除外。ただし、1の子会社等への信用供与の総額は銀行の資本金及び剰余金の10%まで、子会社等すべてについての総額は銀行の資本金及び剰余金の20%まで(現在は、銀行持株会社に対する大口信用供与等規制はない。)。

英:英国内の100%出資子会社への信用供与等は適用除外(要申請)、英国外の100%出資子会社の限度額は自己資本の100%まで(要申請)。

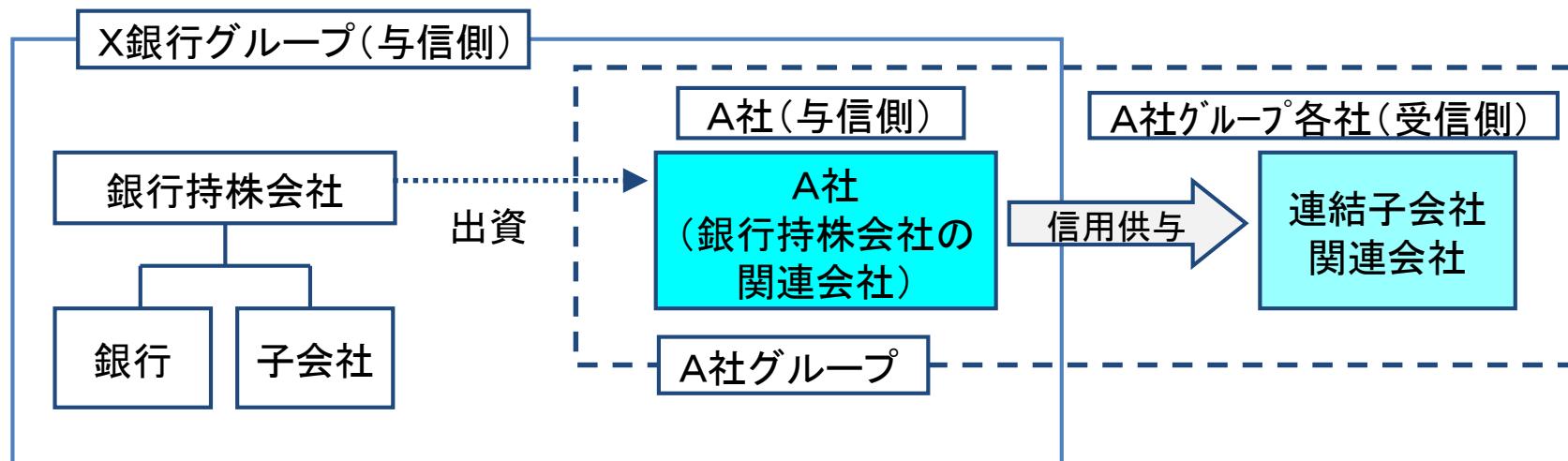
独:国内・EEA域内の金融機関・金融持株会社グループ内企業への信用供与等は適用除外としている。

仏:連結対象会社は、国内・EEA域内又は国内と同等の監督下にあることを条件にグループ内企業への信用供与等は適用除外。

※ 英・独・仏においては、グループ内企業の捉え方として、グループ各社間で資本を自由に移動させ、また他社の負債を返済できることなどを条件としている(我が国とは前提となる会社法等の法制が異なる可能性がある。)。

銀行・銀行持株会社グループの組織再編への影響

- 銀行持株会社がグループ外であるA社に出資し、関連会社とした場合、それまで制限なく行っていたA社からその子会社に対する信用供与は、大口信用供与等規制の対象となる。



- 上記のような取扱いとなるのは、A社が行う信用供与等が
① X銀行グループの与信側として合算される一方で、
② A社グループ各社は、受信側として合算されるためである。

⇒ このような取扱いを避けるためには、例えば、A社グループが、一つの金融グループとして、外国において我が国と同等の監督に服している場合には、A社を与信側の合算対象から除外することなどが考えられるが、どのような対応案が考えられるか。

大口信用供与等規制(主な論点⑤)

信用供与等の算出方法

- 我が国では、オンバランス取引は、貸借対照表計上額(簿価)。
自行の預金担保、担保国債等の額は、信用供与等の額から控除(担保不動産、第三者による保証)等は一切考慮しない)。

※ 有価証券の貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額は、信用供与等の額から控除。

(注) オフバランス取引は対象とされていないため定めがない。

- ⇒ 担保価額の変動リスク、規制の実効性等を踏まえた場合、自行預金、国債等以外の担保による信用リスクの削減効果を考慮する必要性について、どう考えるか。

(参考)主要国では、オンバランス取引は簿価、オフバランス取引は自己資本比率規制におけるリスクアセットの算出手法を基準としている。

※ 仏では、一定の条件を満たす金融機関に対する債権(主要通貨建である等)は0%の掛け目。

欧洲では、金融資産担保のほか、担保不動産の評価額の一定割合(1/2)を控除したり、第三者による保証を受けている場合は、与信先ではなく保証の提供者に対するエクスポージャーとして取り扱うことも認められている。

大口信用供与等規制(主な論点⑥)

信用供与等限度額

- 信用供与等の限度額は、以下のように受信側単体では自己資本の額(注)の25%、受信側合算では同40%となっている。

		受 信 サ イ ド		銀行主要株主	
		单 体	グ ル ー プ	单 体	グ ル ー プ
与信 サイド	銀行(単体)	25%	40%	15%	25%
	銀行(グループ)	25%	40%	15%	25%

(注) 与信側合算における信用供与等の限度額算出の基準となる自己資本は、関連会社を除いて算出した連結財務諸表に基づく「Tier1+Tier2」に当該関連会社の「Tier1+Tier2」に相当する額を加えたもの。

⇒ 我が国の受信側グループに対する信用供与等限度額は、主要国やバーゼル・コア・プリンシップの「自己資本(Tier1+Tier2)の25%」に比し高いことについて、どのように考えるか。

※ IMF対日四条協議において、大口信用供与の残高上限の引き下げを指摘(次頁参照)。

(注1)国際基準行には、2013年3月末より、バーゼルⅢの自己資本比率規制を適用。

(注2)我が国の現行規制は、諸外国と異なり不動産担保や第三者保証(保証人に対する与信としてカウント)を一切考慮していない点に留意が必要。

IMFからの指摘事項

<2012年IMF対日四条協議に基づくIMF声明(2012年6月12日公表)>

- ・ IMF対日四条協議とは、IMF協定四条に基づき、IMFと加盟国との間で、その国の経済状況及び様々な政策内容について協議を行い、IMFが政策提言として四条協議報告書をまとめるもの。
- ・ 原則として年1回行われており、6月12日、四条協議報告書に先立ってIMF声明が公表。
- ・ 本声明内で、大口信用供与等規制の強化が望ましいとされている。
- ・ 該当部分抜粋(Concluding Statement of the IMF Mission (June 12, 2012))

22. THE FSAP Update has made several recommendations to improve the monitoring of systemic risks and strengthen further the financial stability framework, as follows:

➤ *Prudential Framework.* Further improving the prudential framework is also desirable, including tightening large exposure limits on lending by banks and

(参考)やむを得ない理由による一時的な超過時の例外措置等

○ 我が国では、受信者の合併等のやむを得ない理由(法令で限定列挙)があるとして、監督当局の事前承認を受けた場合は、適用除外。

※ 大口信用供与等規制の違反行為には、罰則は科されておらず、必要に応じ行政処分が行われることとなる。

(参考)

米:銀行の資本減少、受信者の合併等の場合、違反(violation)ではなく不充足(nonconforming)として適切な措置を求め、監督プロセスの中で、銀行がどのような是正措置を行っているかをモニタリング。

英:超過が生じた原因等により、ケースバイケースで対応(※)。是正の進捗については、金融機関の担当者と連絡を取り合って確認(大企業であれば日次、中小企業であれば週次)。

仏:与信上限超過した場合には届出を義務付け、監督当局は、実態を調査した上でどれだけの猶予期間を与えるかを決定。

独:与信上限超過した場合には、BaFinとドイツ連銀に届出を義務付け、超過分について、自己資本積み増しの義務。ただし、BaFinはケースバイケースの判断で資本積増義務を一時的に免除可能。この場合、是正に向けたスケジュールを作成し、進捗についてのモニタリングを実施。

(※)但し、潜脱防止措置として、金融機関は、エクスポージャーが10営業日を超えて継続した場合に、与信上限の超過によって引き起こされる追加的な必要資本を回避しようとして、以下のことを行ってはならない旨規定。

(1) 問題のエクspoージャーを一時的に他者(同一のグループ内であるか否かを問わない)に移転すること。

(2) 10営業日にわたってエクspoージャーを終了させ(close out)、新たなエクspoージャーを作り出すための不自然な取引(artificial transaction)を行うこと。

大口信用供与等規制(主な論点⑦)

外国銀行支店に対する大口信用供与等規制

○ 我が国では、外国銀行支店に対し、外国銀行本体の自己資本を基準として、大口信用供与等規制(与信側単体規制のみ)を課すこととしている。

ただし、基準となる自己資本に係る告示が定められておらず、実際には未適用。

※ 我が国は、外国銀行支店に「持込み資本金規制」を採用しておらず、外国銀行支店に係る自己資本の概念が存在しない。

⇒ 大口信用供与等規制の趣旨を踏まえ、母国当局との関係も含め(※)外国銀行支店に対する規制をどのように考えるか。

(参考)

米：外国銀行本体の自己資本をベースとして、米国内の全支店による与信を合算したものを大口信用供与等規制の対象。

英・仏・独：原則、規制対象。但し、EEA域内の国、当該国と同等の監督に服している国に本店が所在する外国銀行の支店は規制対象外。

(※)バーゼルコンコルダット

1975年9月に公表された『銀行の海外拠点監督上の原則(バーゼルコンコルダット)』(1983年6月改訂)は、銀行の海外拠点監督にあたり、現地当局と母国当局との間の責任分担についての原則を定めている。海外拠点監督の責任分担は、「支払能力」(財務の健全性)の監督責任は母国当局(銀行の本店所在地の当局)、流動性は現地当局がそれぞれ第一義的監督責任。